

議第25号

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京都市長 松井孝治

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「第8条第26項」を「第8条第27項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第4条第2号に掲げる者（介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける者に限る。）同法第42条の2第2項第3号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同法第51条の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の合計額

別表京都市修徳特別養護老人ホームの項の次に次の1項を加える。

京都市菊浜特別養護老人ホーム	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	37	3
----------------	---------------------------	----	---

別表京都市桂川特別養護老人ホームの項を次のように改める。

京都市桂川特別養護老人ホーム	京都市西京区下津林東大般若町32番地	50	4
京都市東高瀬川特別養護老人ホーム	京都市伏見区北端町44番地の7	28	2
京都市春日丘特別養護老人ホーム	京都市伏見区醍醐辰巳町12番地の1	28	2

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第1号の改正規定及び同項第3号の改正規定（「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改める部分に限る。）並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 指定管理者の告示その他京都市菊浜特別養護老人ホーム、京都市東高瀬川特別養護老人ホーム及び京都市春日丘特別養護老人ホームを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市菊浜特別養護老人ホーム、京都市東高瀬川特別養護老人ホーム及び京都市春日丘特別養護老人ホームを設置する等の必要があるので提案する。